

急性参考用量 (ARfD)・短期暴露評価をめぐる懇談会の議論の経緯

- 第 1 回懇談会において、事務局より以下の問題提起。
 - ・ JMPR や NAFTA（米国、カナダ、メキシコ）、EU、豪州・ニュージーランドでは、残留農薬のリスク評価の際に短期摂取量を推定し、これを ARfD と比較。その結果に応じて、リスク管理措置を実施。
 - ・ 我が国でも同様の評価を導入すべきだが、それには、評価に必要な試験データの追加要求や評価方法の確立等の対応が必要。
- 第 2 回から第 6 回にかけ、短期暴露評価の導入やそのために必要な作物残留試験の例数に関し議論。主要な論点は以下のとおり。
 - ・ JMPR や諸外国では、作物残留試験は通常 8 例以上必要。
 - ・ 短期暴露評価には、通常この中で最も高い残留濃度 (HR) を使用。
 - ・ 試験例数が少ない場合、残留基準値を短期暴露評価に使用せざるを得ない。
 - ・ 残留基準値に基づく短期暴露評価は、推定摂取量が過大となる可能性がある。
 - ・ 短期摂取量が ARfD を超える可能性が高い作物については作物残留試験の例数を増やす必要性がある。
 - ・ 短期暴露評価は別途議論すべき重要なポイント。そのために必要な試験例数は、評価方法がまとまってから検討してはどうか。
- 結論
 - ・ 我が国でも、ARfD の設定・短期暴露評価の導入が必要という点には異論がなかった。
 - ・ 短期暴露評価を行う際には、作物残留試験の例数を増やす必要がある点については、共通理解を得た。
 - ・ 具体的な例数については、ARfD の設定方法の検討と並行して今後検討していくことで合意した。